

令和8年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 個人市県民税・所得税の見直しについて
- 2 原付バイク等の手続きについて
- 3 市税の納付方法について
- 4 市税に関する証明(所得証明等)について
- 5 令和7年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介
- 6 宿泊税の用途について
- 7 市税に関するお問い合わせ先

1 個人市県民税・所得税の見直しについて

所得税はその年の所得に対して課税されますが、個人市県民税は前年分の所得に対して課税されます。そのため、令和8年度の個人市県民税は、令和7年分の所得により課税します。以下では、令和8年度(令和7年分)以降の個人市県民税・所得税の主な見直し内容について記載しています。

(1) 給与所得控除の見直し ※個人市県民税および所得税

下表のとおり給与所得控除の最低保障額が引き上げられます。

【令和7年度(令和6年分)】		【令和8年度(令和7年分)】		【令和9年度(令和8年分)】	
給与収入	控除額	給与収入	控除額	給与収入	控除額
162万5千円以下	55万円	190万円以下	65万円	220万円以下	74万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	190万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	220万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	※360万円超は改正なし		※360万円超は改正なし	

(2) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ ※個人市県民税および所得税

扶養親族および配偶者控除の対象とできる合計所得金額の要件が引き上げられます。

【令和7年度(令和6年分)】 48万円	⇒	【令和8年度(令和7年分)】 58万円	⇒	【令和9年度(令和8年分)】 62万円
------------------------	---	------------------------	---	------------------------

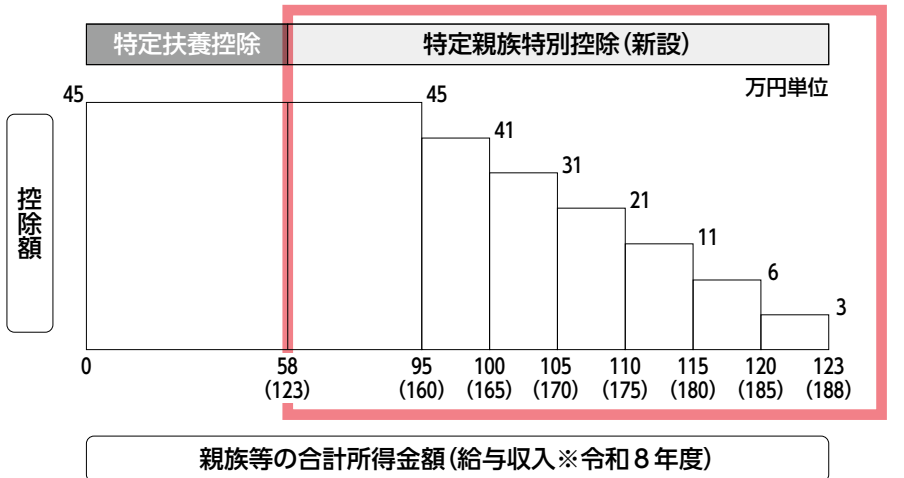
(3) 特定親族特別控除の創設 ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

19歳以上23歳未満の親族等がいる場合に、当該親族等の所得に応じて段階的に控除することができるようになりました。

特定親族特別控除(新設)

親族等の合計所得金額	控除額	
	個人市県民税	所得税
58万円超 85万円以下	45万円	63万円
85万円超 90万円以下	45万円	61万円
90万円超 95万円以下	45万円	51万円
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円

見直しのイメージ(個人市県民税の場合)



(4) 基礎控除の見直し ※所得税のみ

合計所得金額が2,350万円以下の方について、所得税のみ、基礎控除額が引き上げられます。

【令和6年分】		【令和7年分】		【令和8年分】	
合計所得金額	所得税控除額	合計所得金額	所得税控除額	合計所得金額	所得税控除額
2,400万円以下	48万円	132万円以下	95万円	489万円以下	104万円
		132万円超 336万円以下	88万円	489万円超 655万円以下	67万円
		336万円超 489万円以下	68万円	655万円超 2,350万円以下	62万円
		489万円超 655万円以下	63万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
		655万円超 2,350万円以下	58万円		
		2,350万円超 2,400万円以下	48万円		

上記(1)(2)(4)の見直しにより、給与収入のみで計算した場合の各種基準額は下表のとおりとなります。

	令和8年度(令和7年中の収入)	令和9年度(令和8年中の収入)
個人市県民税が非課税となる人	110万円以下	119万円以下
所得税が非課税となる人	160万円以下	178万円以下
扶養控除の対象とできる人	123万円以下	136万円以下


2 原付バイク等の手続きについて


1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます！

〈申告に関する手続き〉

- 新規登録 ○廃車申告 ○名義変更(新・旧所有者がともに福岡市ナンバーの場合に限る)
- 新規登録受付書・廃車申告受付書の再交付申請

福岡市 原付バイク オンライン申請






窓口に行かなくても、
いつでも便利に申請 できる！


〈納税通知書の送付先変更の手続き〉

福岡市 軽自動車税 送付先変更届



〈減免申請(一部のみ)の手続き〉

福岡市 軽自動車税 減免 オンライン申請



2 軽自動車等の各種手続き窓口

車種	軽自動車税の申告		車検の手続き	
	窓口	電話番号	窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課	050-1808-6411 (自動音声による電話案内)*		
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所	092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主 管事務所	050-3816-1750
二輪の軽自動車 (125cc超、250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室	092-410-8090 (福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局	050-5540-2078

*原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の申告手続き等について、自動音声による電話案内を行っています。
携帯電話からおかけの場合は、詳しい内容を掲載したホームページのURLをSMS(ショートメッセージサービス)で受け取ることができます。

3 市税の納付方法について

1 口座振替

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

利用できる税目 ○個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税

申込手続き方法(新規・変更)

- ▶インターネット パソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができます。
 - ▶金融機関 口座振替依頼書を送付しますので福岡市税収納管理センター(連絡先は4面参照)にご連絡ください。
口座振替依頼書、納税通知書、通帳、金融機関お届け印を金融機関の窓口へご持参のうえお手続きください。
- *申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。福岡市税収納管理センターへお問い合わせください。

メリット

- ①安心…納付忘れを防げます！
- ②便利…金融機関に出かける必要がありません！
- ③安全…現金を持ち歩く必要がありません！

福岡市 市税インターネット口座振替



インターネット
口座振替
専用サイト
については
こちらから

2 インターネット(地方税お支払サイト)で納付 (令和8年9月に「地方税お支払サイト」は「eLお支払サイト」へ名称変更予定です。)

納付書に印字された「eL-QR」や「eL番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから、簡単・便利に納付できます。

利用できる税目

○個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税

利用できる決済方法

○クレジットカード払い ○インターネットバンキング
○口座振替(ダイレクト方式) ○ペイジー番号発行

地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)



手続きの流れ

- 1 地方税お支払サイトにアクセス
- 2 納付書おもとて面に印刷されたeL-QRを読み取るかeL番号を入力
- 3 さまざまな決済手段からご希望のお支払い方法を選択して手続き

3 スマートフォン決済アプリで納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字された「eL-QR」を読み込んでいただくと、納付ができます。

利用できる税目

○個人市県民税(普通徴収) ○固定資産税(償却資産)
○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税

福岡市税 スマホ決済



*ご利用可能な決済アプリや各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

4 市税に関する証明(所得証明等)について

令和8年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方および公的年金からの特別徴収の方は6月11日(木)から発行します。(個人市県民税が非課税の方および給与からの特別徴収の方は5月20日(水)から発行しています。)
 ※税証明コンビニ交付サービスについても、それぞれ上記日程から発行開始になります。

証明書の種類	手数料	①コンビニ交付	②オンライン申請	③窓口交付	④郵送請求
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	○	○	○	○
市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書	[コンビニ交付またはオンライン申請で郵送受取の場合は、250円]	×	○	○	○
納税証明書		○ (個人市県民税分のみ)	○	○	○
固定資産公課証明書・評価証明書・無資産証明書		×	○	○※2	○
軽自動車税(継続検査用)納税証明書※1	無料	×	○	○	○

※1 軽自動車税の継続検査用納税証明書は、車検時の提示が原則不要です。
 ※2 一部の窓口では発行できない証明書があります。詳細は下記「窓口交付」をご確認ください。

① コンビニ交付

コンビニのマルチコピー機で所得証明書などが取得できます!

<取得できる証明書>

- 令和7・8年度 所得証明書(個人市県民税課税・非課税証明書)
- 令和7・8年度 納税証明書(個人市県民税分)
- ※令和8年度分の発行開始日は上記のとおり。
- ※調整控除などの税額控除の記載が必要な場合は、コンビニ交付の証明書は使用できません。

<利用できる方>

- ・発行日現在、福岡市に住民登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(数字4桁の暗証番号の入力が必要)
- ・1月1日(令和8年度の証明書を必要とする場合は令和8年1月1日)現在で福岡市に住民登録があり、税の申告等の手続き(確定申告または勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方
- ・その他利用できる方の条件、各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)

福岡市 税証明 コンビニ

検索



窓口に行かなくても、
証明書が取得できる!
利用時間：午前6時30分～午後11時00分

250円

窓口で申請するより、
手数料が50円安い!

② オンライン申請(郵送受取)

市税の証明書をオンラインで申請できます!

マイナンバーカードとクレジットカードがあれば証明書をスマートフォンやパソコンから申請することができ、証明書はご自宅に郵送します。

<利用できる方>

本人、相続人、親権者・成年後見人などの法定代理人、法人の代表者

申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード(英数字6~16文字の暗証番号の入力が必要です。)
- ②クレジットカード(手数料決済用)
- ③個人認証に必要なアプリのダウンロード
- ④(必要に応じて)戸籍謄抄本、登記事項証明書、商業登記簿など確認資料

福岡市 税証明 オンライン

検索



窓口に行かなくても、
いつでも申請!



申請後、
最短当日に、
証明書を発送!



普通郵便料金が無料!
(令和9年3月未まで)

250円

窓口申請より、
手数料が50円安い!

③ 窓口交付

交付窓口

○区役所納税課(博多区は証明発行コーナー係) ○入部・西部出張所 ○天神・千早証明サービスコーナー
 ○市内34の郵便局(評価証明書および無資産証明書を除く)* 各種証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。

*郵便局で取扱いができるのは請求者ご本人の分に限り、取扱い郵便局は福岡市ホームページにてご確認ください。

<請求に必要な書類等>

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

※代理人の場合は、ご家族の場合でも委任状が必要です(作成日から3か月以内のもの)。
 福岡市ホームページから、委任状の様式がダウンロードできます。

福岡市 税証明を取るには

検索



請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・マイナンバーカード・運転免許証・健康保険資格確認書・国民年金手帳 ・在留カード(外国人登録証)等・その他公的機関が発行した証明書
法人	・(法人代表者本人が来庁される場合)商業登記簿等の法人代表者名が確認できる書類及び上記請求される方が個人の場合のマイナンバーカード等 ※法人印等の押印は不要です。 ・(法人代表者以外が来庁される場合)法人印または法人代表者の職印が押印された申請書

※市税納付後おおむね2週間以内の間に納税証明書(滞納がないことの証明書など)を請求されるときは、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。
 ※個人の方の証明を委任状で請求される場合は、委任者の本人確認ができるもの(写し可)が必要です。

④ 郵送請求

申請に必要な書類を「福岡市税証明郵送請求センター」へ送付して、証明書を郵送で受け取ることができます。

※請求ができる証明書の種類、必要書類等は福岡市ホームページにてご確認ください。

福岡市 税証明 郵送請求

検索



5 令和7年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介

福岡市長賞

「『当たり前』の日常」

福岡市立元岡中学校
三年 久保 結愛 さん

「税は希望の光」

福岡文化学園博多女子中学校
三年 西田 彩夏 さん

福岡市教育委員会賞

「税金のおかげで救われた命」

福岡市立箱崎中学校
二年 松田 華音 さん

福岡市議会議長賞

「交差点から見える未来」

福岡市立百道中学校
三年 國友 映見 さん

入賞作品はこちらから



6 宿泊税の使途について

宿泊税を活用した観光・MICEの振興により、まちの魅力や市民の利便性向上に取り組んでいます。



新たなJAPANを開拓せよ。

〈西のゴールデンルートの推進〉



〈マリンメッセ福岡B館〉



〈鴻臚館東門の復元整備〉



〈志賀島地区の無電柱化された道路〉



〈博多旧市街プロジェクト〉



〈博多駅筑紫口エスカレーター〉



〈観光地のトイレ整備〉



〈観光客向けマナー啓発〉



詳細の内容はこちら

7 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務				課(係)の名称、主な業務			
	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号		
課税課(市民税係) ・個人の市県民税の申告、課税 ※給与から特別徴収される個人市県民税の会社からの手続きについては、法人税務課(下記参照)にご相談ください。	東区	645-1026	632-4970	課税課 (固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番現況図)、路線価図、名寄帳の閲覧	東区	645-1031	632-4970	
	博多区	419-1027	476-5188		博多区	419-1032	476-5188	
	中央区	718-1038	714-4231		中央区	718-1045	714-4231	
	南区	559-5041	511-3652		南区	559-5051	511-3652	
	城南区	833-4032	841-2145		城南区	833-4036	841-2145	
	早良区	833-4320	841-2185		早良区	833-4326	841-2185	
納税課(管理係) (博多区は証明発行コーナー係) ・市税に関する証明の発行・交付	東区	645-1021	632-4970	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税の納税相談、滞納整理 ※法人に係る税の納税相談等については、特別滞納整理課(下記参照)にご相談ください。	東区	645-1022	632-4970	
	博多区	402-0799	402-1190		博多区	419-1023	476-5188	
	中央区	718-1049	714-4231		中央区	718-1028	714-4231	
	南区	559-5031	511-3652		南区	559-5169	511-3652	
	城南区	833-4024	841-2145		城南区	833-4026	841-2145	
	早良区	833-4318	841-2185		早良区	833-4317	841-2185	
西区	895-7017	883-8565	西区	895-7019	883-8565			
西区	895-7013	883-8565	西区	895-7014	883-8565			

博多区役所9階	課(係)の名称、主な業務		電話番号	FAX番号
	納税管理課 (福岡市税収納管理センター)	・市税の口座振替手続き、過誤納金の還付	292-2093	292-4112
	福岡市税証明 郵送請求センター	・市税に関する証明のオンライン申請・郵送による請求	292-2069	
	特別滞納整理課	・法人に係る全税目の納税相談等	292-3124	
	法人税務課	・給与から特別徴収される個人市県民税の会社からの手続き	292-3259	292-4173
・法人市民税の課税		292-3249		
・事業所税の課税		292-2486		
・宿泊税の課税や市たばこ税、入湯税の課税		292-2496		
資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税	292-2479	292-4187	
	・軽自動車税の課税	292-1604		
	・【自動音声】原付バイク等の名義変更や廃車・購入に伴う手続き	050-1808-6411		
	・【自動音声】軽自動車税納税通知書に関する質問(5月~6月のみ)			

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務		電話番号	FAX番号
	納税企画課	・市税の収納、市税に関する証明、滞納整理等に係る企画	711-4206	733-5598
	課税企画課	・市税の課税に係る企画	711-4207	
税制課	・市税の制度、市税の予算・決算、市税の広報、市税の不服申立審査	711-4202		